

## 平成20年度第2回宇都宮家庭裁判所委員会 議事概要

宇都宮家庭裁判所委員会事務局

1 日時 平成20年12月11日(木) 午後2時から午後4時

2 場所 宇都宮家庭裁判所所長室(新館5階)

3 出席者

(1) 委員(五十音順, 敬称省略)

奥村幸子, 小林克子, 高田浩, 高橋信正, 近田正晴, 傳法とみ子, 中川徳子,  
橋本和夫(議長), 堀彰, 室町規公人

(2) 事務局

佐々木裕太首席家庭裁判所調査官, 山岸喜三雄首席書記官, 山崎朋亮事務局  
長, 大島徹事務局次長, 梅澤美紀総務課長, 吉田晃総務課課長補佐

4 議事

(1) 統計のデータから見た少年事件の現状及び12月15日から施行される平  
成20年改正少年法の概要についての説明

(2) 栃木県における少年事件の特徴等についての説明

(3) 説明後の質疑応答及びテーマに関する討議

委員から, 少年事件の現状について質問があった。

裁判所で行っている「被害者照会」について説明を行った。

委員から, 非行少年の学習指導等を担当する学生ボランティアについての  
紹介があった。

少年事件は統計的には, 減少傾向にあるが, 依然として凶悪な事件もあり,  
減少しているようには感じられない。また, 人の命を奪うことの重大さが分  
かっていない, 動機が分からない凶悪な事件が増えている印象がある, とい  
った意見があった。

最近の非行の特徴として, 寂しいときに優しくしてくれた非行少年と一緒に

に行動しているうちに非行に染まる事例が紹介された。

昔に比べると強い子がいなくなり弱いから犯罪を犯しているといった意見もあった。

子供の遊びが、外で遊ぶより、テレビゲームなどの孤独なものになり、直接、自分の気持ちを伝え、ぶつけ合い、その中でさらに考えていく機会があまりないとの意見があった。

裁判所から試験観察について説明を行った。

少年事件の再非行率と職業の有無の関係が紹介され、行政機関が少年の就職を斡旋していることが紹介された。

少年非行の原因は、家庭にある場合が多いという意見があった。

少年法の改正により被害者の傍聴が認められたことによる適正な運用について、議論された。

援助交際等について、少年側にも罰則が必要との意見があり、「インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律」が紹介された。

## 5 次回期日及び次回テーマ

次回期日

平成21年7月6日（木）午後2時～4時

「家裁の取組みの広報について」（仮題）

以上